

仙台市復興推進計画（案）

平成 24 年 月 日
宮城県仙台市

1. 計画の区域

仙台市の全域

2. 計画の目標

仙台市東部の平野地帯は米を中心とした多様な農産物を産出する農業地帯であったが、津波により壊滅的な被害を受けた。この地域の再生を図るにあたっては、単に震災前の状況に復旧させるのではなく、狭小な耕作規模や低い収益性、国際市場における弱い競争力などわが国農業が直面している課題に先駆的に対応し、東北の農業を成長性ある産業に牽引するフロンティアとして構築していくことが重要である。この地区においては、農業法人の設立や民間資本との連携など強い経営基盤を確立しつつ、海外まで視野に入れた高付加価値農産物の生産や先端的な農業生産技術の創出、他産業と融合し、生産・加工・販売を一体化させる6次産業化などを進め、農業者が将来に希望を持って、若い担い手が集まる収益性の高い農業の実現を目指す。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 農地の大区画化や集約

津波により被災した農地や農業用施設の早期の復旧に取り組む。また、地域の特性に応じた区画の大規模化や農道の拡幅、用水路のパイプライン化などを検討する。こうした農地の再整備と併せ、集落営農組織や農業法人などに円滑な集約を図る。

(2) 法人化などの農業経営の見直し

意欲のある生産者が持続的かつ発展的に農業経営できるように、集落営農組織の法人化や農業生産法人の設立など農業法人の育成を推進する。

(3) 市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進

マーケティングの視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への取り組みや、商工業者との連携による市場競争力のある作物の生産や、新商品の開発、新サービスの提供など、農業生産の高度化や6次産業化を進める。

(4) 成長産業としての農業の振興及び雇用の拡大

農業経営の多角化・大規模化やニーズを踏まえた商品開発、IT、モバイルなど先端技術の導入による効率的生産体制や販売システムの確立、観光産業との連携による交流人口の拡大など、他産業との連携、融合による新たな農業の展開を推進し、産業振興及び雇用拡大を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施計画主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

・農と食のフロンティア推進事業

①事業の内容

雇用等被害地域における雇用機会の確保のため、東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）に基づく税制の特例等を活用して当該地域の先進的な農業生産の実現と関連産業との連携や融合による農と食の産業振興を図る。

②実施主体

仙台市

③復興産業集積区域

農と食のフロンティアとして産業の集積及び振興を図る区域として別添に記載する区域
(東部地区農業振興地域)

④集積を目指す業種

ア、農業及び関連産業

本市の農業生産の中心となる区域であり、特に平野に広がる水田地帯として栄えてきた。これを農業法人の設立を促しながら、さらに進んだ生産体制の確立を図るとともに、関連産業との連携を進める。例えば、生産・販売・管理のプラットフォームとして、IT技術の導入を積極的に図り、農業生産の効率化を進めることや、農産物の収穫体験やレストランでの提供などの広がりにより、この区域への市民や観光客を呼び込み交流人口を増加させるなど、農業を基軸としたさまざまな事業連携を推進する。このように、農業及び食に関する新たな商品化やサービスの提供などを促すため、特例を活用して農業及び関連産業の集積及び振興を図る。

なお、今回の産業集積区域においては、地元農業法人を中心として地元・首都圏の大手企業が参加しながら、最先端の技術を用いた栽培から加工、流通、販売までを垂直統合した「仙台東部地域 6 次化産業研究会」が設立されており、研究会成果を具体的な企業化にするための最終的な調整を進めている段階にある。

(集積を目指す業種の日本標準産業分類上の分類)

農業及び関連産業に係る下記の業種

01 農業 09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業 (105 たばこ製造業を除く)、16 化学工業、37 通信業、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業、58 飲食料品小売業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業

イ、エネルギー関連産業

安定的で付加価値の高い生産方式である農産物の養液栽培技術など、農業と企業が連携したプロジェクトが進んでいるが、こうした施設園芸では、熱や電気の調達が不可欠であり、農業とエネルギー産業の融合したプロジェクトが有望視されている。また、海に沿った本区域では、日照時間も長く太陽光発電等にも適している特性を持つことから、特例を活用したエネルギー関連産業の集積を図る。

(集積を目指す業種の日本標準産業分類上の分類)

17 石油製品・石炭製品製造業、33 電気業

ウ、試験研究関連産業

津波で被災した本区域の中心部には、仙台市の農業園芸センターが立地しており、市民の園芸へのふれあいの場として、また農業の実証栽培などの試験研究の場として役割を果たしてきた。こうした土壌を活かしながら、新たな農業展開や連携の拠点として新たな役割を期待されているところであり、民間の試験研究を農業に活かし、先端農業の導入を促進するため、大学の知見も導入した農学連携による国際的な農業に関する研究機関の設置など、特例を活用した試験研究産業の集積を図る。

(集積を目指す業種の日本標準産業分類上の分類)

71 学術・開発研究機関、74 技術サービス業

⑤予想される集積の形成及び活性化の効果

ア、農業及び関連産業

本市では集落営農組織 26 のうち、法人化した組織が 4 となっており、そのほかの農業生産法人の数も多くはない。新たな農業の展開や 6 次産業化には、農業法人化による経営基盤の整備が必要であり、特例の活用と併せて、人材育成事業や施設整備の補助などを実施していくことで、農業者の新たなステージへの展開が期待される。また、関連産業の集積を進めることで、農業者の関連産業への進出や関連産業との連携が一層強まり、新たな取り組みや体制づくりにつながるなど、わが国農業の先端的 6 次産業化を進めるフロンティアゾーンへと変貌していくことが期待される。

イ、エネルギー関連産業

復興のプロジェクトとして藻の培養による炭化水素の抽出により、エネルギーを取り出す実証プラントが計画されており、また太陽光の発電や廃熱を利用した植物工場の計画など、様々なプロジェクトが始動する可能性が高まっている。こうした事業が農業の新たな形として融合したプラントが展開できれば、復興の大きな牽引力となることが期待される。

ウ、試験研究関連産業

先端的な農業の展開により、質の高い農産物や付加価値のある農産物を効率的に生産し、海外までも見据えた農業が可能となる。常に新たな技術を模索する試験研究がなされることにより、こうした優位性が発揮されるものであることから、特例の活用併せて誘致活動を展開するなど、先端農業の展示エリアとして全国から研究者や視察者が集まるとともに、産学連携による農業クラスターの構築は、わが国の製造業、IT 産業にとっても国際的なモデルケースとなりうることなどから、国内有数の農業先進モデル地域として、活性化が図られることが期待される。

⑥雇用等被害地域

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で、農業や集落、工場等が壊滅的な影響を受け、地域の雇用等に悪影響を及ぼした地域として別添で図示する地域。

⑦特別の措置

ア、法第 37 条から第 40 条に基づく法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業に対する税制上の特例

イ、法第 43 条に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

⑧関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア、税制優遇

対象設備の新增設を行った法人に対する法人事業税、不動産取得税、固定資産税を減免する。(実施主体：宮城県及び仙台市)

イ、補助制度

農業者が加工・販売する事業を実施する場合、必要な機械や設備を導入する場合に、その一部を補助する制度を、平成 24 年度から創設する。(実施主体：仙台市)

ウ、農業法人化支援

集落営農の法人化を促進するため、法人化した場合に補助金を 3 ヶ年交付する制度を実施中。(実施主体：仙台市)

エ、人材育成事業

農業者が加工・販売の知識や技術を習得するための講座を平成 24 年度から開催し、取組みの意欲や技術の向上により、6 次産業化へ誘導する。(実施主体：仙台市)

オ、マッチングセミナーの開催

農業者と商工業者の連携を促進するためのセミナーを開催し、講演会の開催及びマッチングの誘導を行う。(実施主体：仙台市)

カ、販路拡大の支援

開発した新商品の評価及び販路拡大を図るため、バイヤーによる商品審査やアドバイスを受けるセミナーを開催する。また、イベント等や首都圏でのテストマーケットなど新商品の販路拡大への支援を行う。(実施主体：仙台市)

キ、相談窓口の開設

農商工連携や 6 次産業化などを推進するため、農業者や商工業者からの、連携や商品開発などに関する相談窓口を開設する。(実施主体：仙台市)

ク、企業訪問による支援

仙台市及び近郊の企業への専門家派遣訪問により技術的なアドバイスや他産業との連携など、ニーズに合わせた企業支援を行っている。(実施主体：仙台市)

ケ、プロジェクト支援

東北大学との連携による菜の花プロジェクトによる塩害復興事業や藻類の培養による燃料抽出に関する実証研究、養液栽培による企業連携プロジェクトなど、本エリアを対象とする各種プロジェクトが動いており、これらを農業者の 6 次産業化につなげていくよう支援を行っている。(実施主体：仙台市)

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

仙台市は、政令指定都市でありながら、農業生産の場としても大きな役割を担ってきた。平野に広がる農業地帯として、主に水田を中心に、野菜や花などが生産され、仙台市場をはじめ首都圏などへ食料を供給してきた。東北自動車道や仙台空港、仙台港など物流の拠点であり、他の大都市や海外とのアクセス面で優位性があり、また気候も東北にあっては雪が少なく、夏の気温も上がりにくいいため、農産物の生産面でも優位である。

本市では、昨年 11 月に策定した仙台市震災復興計画に基づき、被災した農地を中心に「農と食のフロンティア」として再構築するプロジェクトを進めており、上記の地域特性を踏まえると、農業を成長産業として育てていく基盤が整理されていることから、さらに、特例を活用しながら、関連施策を展開していくことで、農と食を基軸とした経済成長が大いに期待される場所である。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、農業経営の基盤の安定化とそれに伴う新たな取り組みが実現し、農商工連携や 6 次産業化が進むことにより、付加価値の高い農産物の生産や新商品の開発、食に関する様々な取り組みが実現し、全国レベルでの人の交流や海外への輸出などが期待されるなど農業及び関連産業による雇用の創出や地域の活性化に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の作成に際し、仙台市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。

また、本協議会には、関係地方公共団体である宮城県が加入しており、法第 4 条第 3 項に規定する関係地方公共団体からの意見聴取を行っている。

宮城野区

宮城野区役所○

若林区役所○

若林区



イグルスポーツセンター